

2024 年 1 月 16 日

東京証券取引所上場部 御中

一般社団法人全国銀行協会

「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等」
に対する意見について

2023 年 12 月 18 日付で意見募集が開始された「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等」について、別紙のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関する上場制度の見直し等」に対する意見

No.	該当箇所	意見等	理由等
1	全般	<ul style="list-style-type: none"> 今回の見直しにより、四半期決算短信に関し、複数の開示項目が追加されているが、財務諸表作成者と利用者が議論した結果を踏まえたバランスの取れた見直し案となっており、見直し案の方向性に賛成する。今回のパブリックコメントに様々な意見が寄せられると思われるが、作成者と利用者のコンセンサスである「四半期開示の見直しに関する実務の方針」にもとづき検討いただき、同方針における整理以上に作成者の負担が増加することがないようにしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記のとおり。
2	四半期財務諸表等の作成基準（案）第3条	<ul style="list-style-type: none"> 上場会社の四半期財務諸表等は、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（四半期会計基準）に準拠して作成することになるが、現在、企業会計基準委員会（ASBJ）は、企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等を公表し、将来的には四半期会計基準の廃止も視野に入れて理解している。仮に廃止された場合には、現在四半期決算で許容されている簡便法などが廃止されることになり、企業の作成負担が大きくなることが想定されている。貴取引所においては、四半期会計基準の維持をASBJに対して要望するとともに、仮に四半期会計基準が廃止された場合には、「四半期財務諸表等の作成基準（案）」を再度見直し、簡便法などの適用が維持できるように措置いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「四半期開示の見直しに関する実務の方針」のP13の「※2」では、「1Q・3Qについては、現行の四半期財務諸表作成に係る会計処理及び取扱いを踏襲できるよう対応を行うことを想定」と記載されており、仮に四半期会計基準の廃止に伴い簡便法などが廃止されてしまうと、貴取引所の意図とは異なる結果が生じてしまうため。

No.	該当箇所	意見等	理由等
3	決算短信・四半期決算 短 信 作 成 要 領 等 (案) P65 「当四半期連結 累計期間の経営成績 等の概況」	<ul style="list-style-type: none"> 四半期決算短信において記載をせず、四半期決算の補足説明資料等において開示する場合について、「当該資料を参照すべき旨及びその参照方法を記載してください」という文言があるが、参照方法の記載の具体例を明示していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 参照方法の明示が求められることは初めてであり、その具体例を提示することは実務に資すると考えられるため。

以 上